

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
環 境 委 員 会

改正資源法（脱炭素化再生資源利用促進製品）ガイドラインの説明会について

本年 4 月 1 日に施行しました改正資源法について、今後、実際に「再生プラスチックの利用の促進に関する計画・報告」を作成頂くにあたり、経済産業省において脱炭素化再生資源利用促進製品」に関するガイドライン案が作成されております。

つきましては、経済産業省より本ガイドライン案のオンライン説明会が、下記の通り開催されますので貴会会員へ周知いただきたくご連絡申し上げます。

記

1. 開催方法

Microsoft Teams オンライン開催

2. 開催日時（同内容で 2 回実施）

（1）2026 年 5 月 22 日（金） 14：00～15：00

参加する：

<https://teams.microsoft.com/meet/49761048284494?p=4AidQfvdGltXd9eSxl>

会議 ID: 497 610 482 844 94

パスコード: e68Hh7An

（2）2026 年 5 月 26 日（火） 15：00～16：00

参加する：

<https://teams.microsoft.com/meet/42651573738229?p=aAs8tdv7T3WM67SM3n>

会議 ID: 426 515 737 382 29

パスコード: xS6xr6vg

3. 参加方法

- ・事前登録は不要です。
- ・開催時間になりましたら、上記リンクよりご入室ください。

4. 添付資料

- ・再生プラスチックの利用計画の作成及び定期の報告に関するガイドラインガイドライン（案）

以上

再生プラスチックの利用計画の作成
及び定期の報告に関するガイドライン

【プラスチック製容器包装編】

2026年5月

経済産業省
資源循環経済課

再生プラスチックの利用計画の作成及び定期の報告に関するガイドライン

【プラスチック製容器包装編】目次

脱炭素化再生資源の利用計画の作成及び定期の報告に関する手引き 2

1. ガイドラインの趣旨 1

2. 計画作成 8

3. 定期報告 11

4. 用語定義 14

5. 算出方法 16

6. 運用ルール エラー! ブックマークが定義されていません。

7. 報告フォーマット エラー! ブックマークが定義されていません。

1. ガイドラインの趣旨

1. 背景

以下の観点から、脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源を政令で定めます。

- (A) 二酸化炭素の排出量が特に多い原材料産業において、GX実現に向けて再生資源の利用は有効であり、資源開発や原材料製造に伴う二酸化炭素の排出量を削減する効果があります。また、脱炭素に資する製品（EV用蓄電池等）の需要が世界的に増大する中で、これらに利用される資源の確保が我が国のGX実現のために必要です。
- (B) 海外依存度の高い資源について、持続可能なサプライチェーンの構築のためにも再生資源の利用が有効です。
- (C) 現状国内で十分に利用されておらず、資源に戻っていないものや海外に流出している再生資源を国内循環させていくことが求められています。

2. 目的

本ガイドラインは、脱炭素化再生資源利用促進製品の指定に伴い、プラスチック製容器包装を製造（その事業の用に供するために発注して製造することを含む。）又は販売（自ら輸入したものの販売に限る。）する事業者が遵守すべき再生資源利用の要件や関連する利用計画の作成及び定期の報告の方法や手順について、具体的な対応方針を明確化することを目的としています。

- ※ 提出頂いた情報は政策検討や国の統計等に活用する可能性があります。が、個社名の公表や個社名が特定される形での利用はしません。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、指定脱炭素化再生資源利用促進製品のプラスチック製容器包装に関する特定の要件を満たした事業者を対象とし、再生プラスチック利用率の評価基準及び必要手続きを定める枠組みとして適用されます。

- ※ 特定の要件の充足の有無は、2カ年度前の実績値に基づき判断してください。
- ※ 今後、市場環境や技術動向に応じて適用範囲が見直される場合は、経済産業省による公式な通知等で周知する予定です。
- ※ 製造事業者の生産量には、国内で生産した海外輸出分も含まれます。
- ※ フランチャイズ契約を締結している場合にはフランチャイザー（親会社）がフランチャイジー（フランチャイズ加盟会社）分の実績を取りまとめることとします。

4. 利用計画の作成及び報告の対象事業者の判別

対象事業者は以下の (A) (B) を参考に、自社の事業者区分を確認し、プラスチック製容器包装の生産量（その事業の用に供するために発注して製造したものの生産量を含む。）又は販売量（自ら輸入したものの販売量に限る。）が1万トンを超え、対象事業者と判別される場合には利用計画の作成及び定期の報告を行ってください。

※ 生産量・販売量については法人単位で算出し、生産量・販売量の合計で1万トンを超える場合に該当します。

※ OEM製造（ブランドオーナーから容器の原材料を指定され、当該容器の成形（のみ）をする者）の場合の扱いについて

・法令上、OEM製造事業者は容器包装の「製造事業者」の定義に該当するため、形式上は計画提出・定期報告が必要となります。

・ただし、OEM製造事業者は、ブランドオーナーから容器の原材料を支給されている場合には、再生プラスチックの利用に関する意思決定に関与することができないため、再生プラスチックの利用計画を作成することは困難なケースが存在します。

・そのため、計画を策定できない事情及び製造発注をするブランドオーナーの企業名等を様式に記載のうえ、5年に1度提出してもらうことで計画の作成の義務を履行したこととします。また、定期報告についても同様、実績の集計ができない旨を記載のうえ、毎年度提出してもらうことで義務を果たしたこととします。

(A) 対象事業者となる「製造事業者」と「製造発注事業者」は取引形態に応じた以下6つのケースそれぞれに記載の定義とします。当制度においては、自社で製造を行っていないくても製造発注事業者に当てはまる場合にも対象事業者となります。

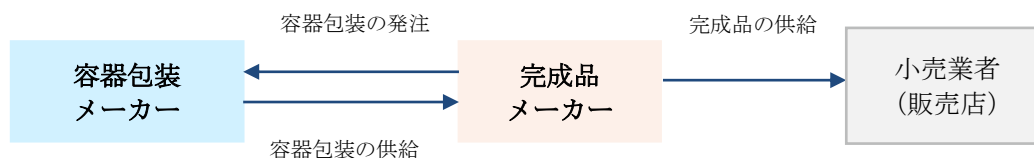
凡例：製造発注事業者 製造事業者

※完成品：容器包装に中身商品が入れられた又は充填された商品を指す

①完成品メーカーの商品（日用品等）向け容器包装製造

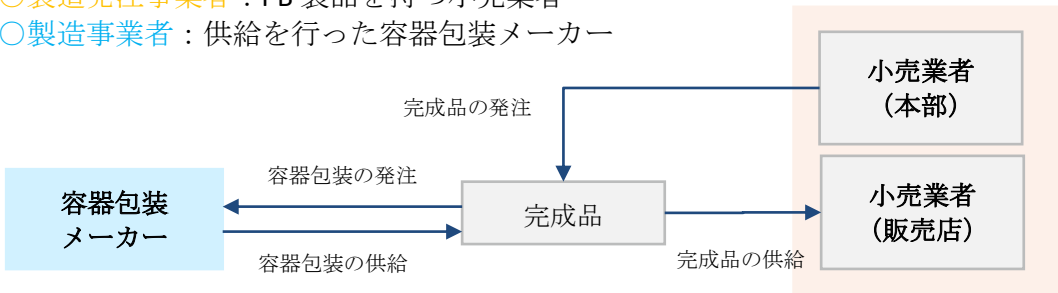
○製造発注事業者：発注を出した完成品メーカー

○製造事業者：供給を行った容器包装メーカー



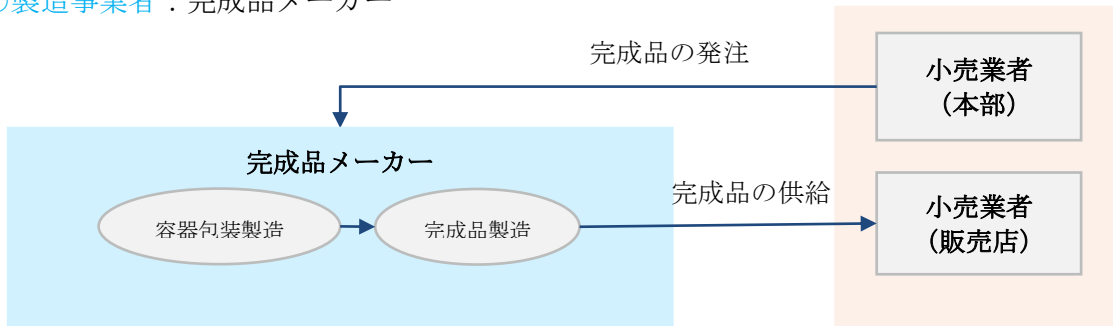
②小売業者の自社ブランド製品（PB）向け容器包装製造
（完成品メーカーが容器包装を外部から調達している場合）

- 製造発注事業者：PB 製品を持つ小売業者
- 製造事業者：供給を行った容器包装メーカー



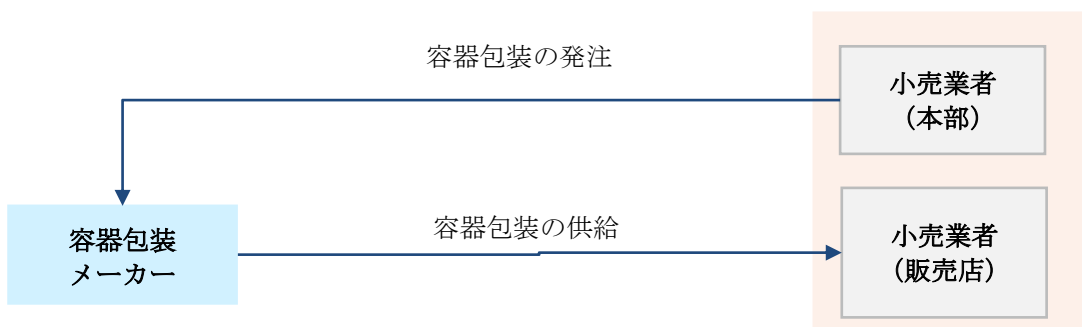
③小売業者の自社ブランド製品（PB）向け容器包装製造
（完成品メーカーが容器包装製造を担っている場合）

- 製造発注事業者：PB 製品を持つ小売業者
- 製造事業者：完成品メーカー



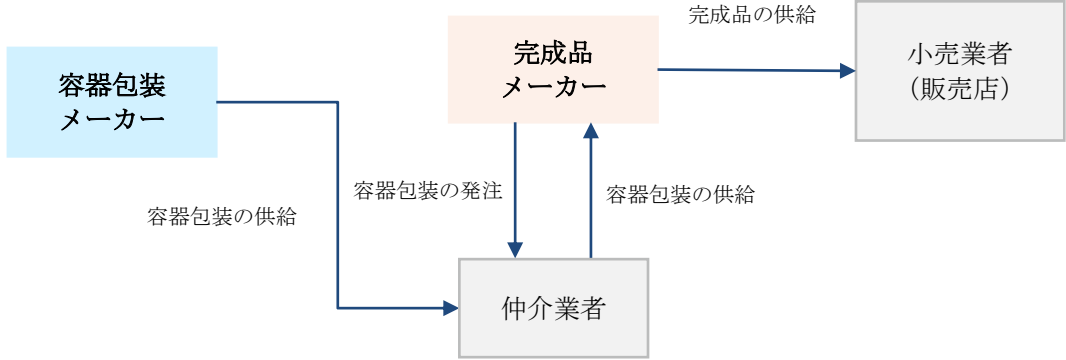
④販売店での中身充填商品向け容器包装製造

- 製造発注事業者：発注・調達・使用をした小売業者
- 製造事業者：供給を行った容器包装メーカー



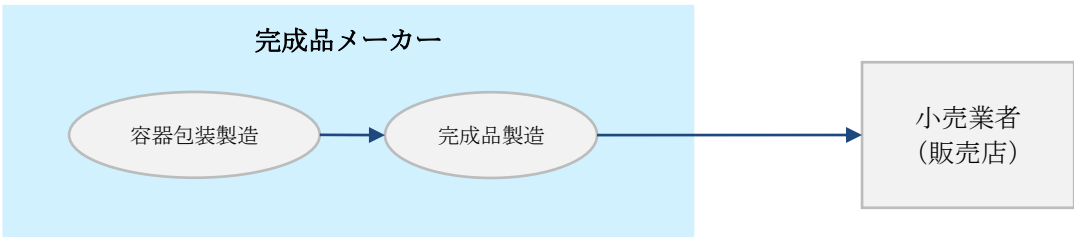
⑤ 仲介者を介した容器包装製造

- 製造発注事業者：仲介者に発注を出した完成品メーカー
- 製造事業者：仲介者に供給を行った容器包装メーカー



⑥ 容器包装製造から完成品製造までを一貫生産

- 製造発注事業者：該当なし
- 製造事業者：完成品メーカー



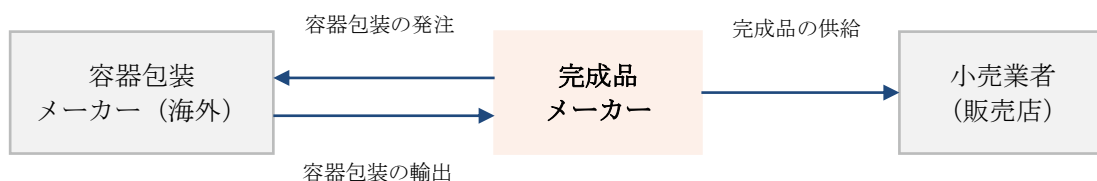
(B) 事業者が取引形態に応じた以下7つのケースいずれかに当てはまる場合には、「輸入販売事業者」と定義される。当制度においては、輸入販売事業者の定義に当てはまる場合には対象事業者となります。

凡例： **輸入販売事業者になり得る事業者**

※完成品：容器包装に中身商品が入れられた又は充填された商品を指す

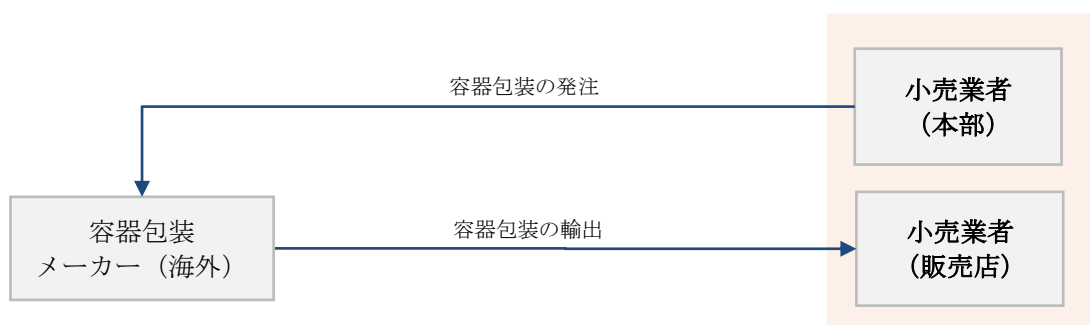
①容器包装を輸入・完成品製造し、小売業者や仲介業者へ販売

○輸入販売事業者：発注を出した完成品メーカー



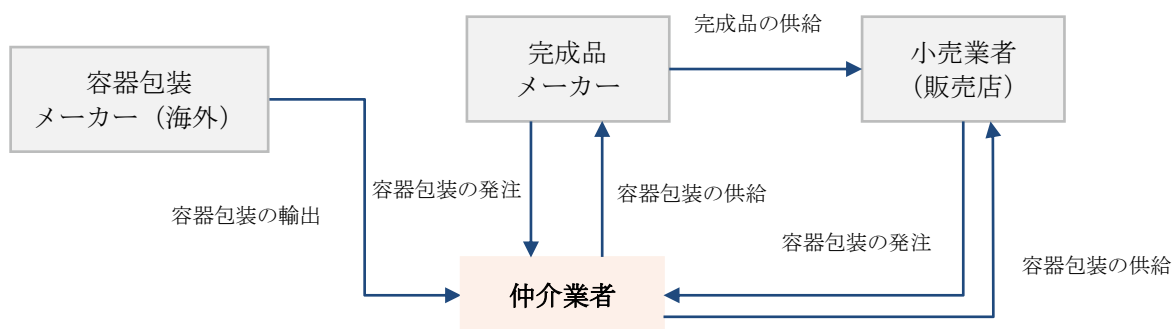
②容器包装を輸入し販売店で中身を入れ又は充填した商品を販売

○輸入販売事業者：販売店で中身を充填・販売する小売業者（または外食チェーン）



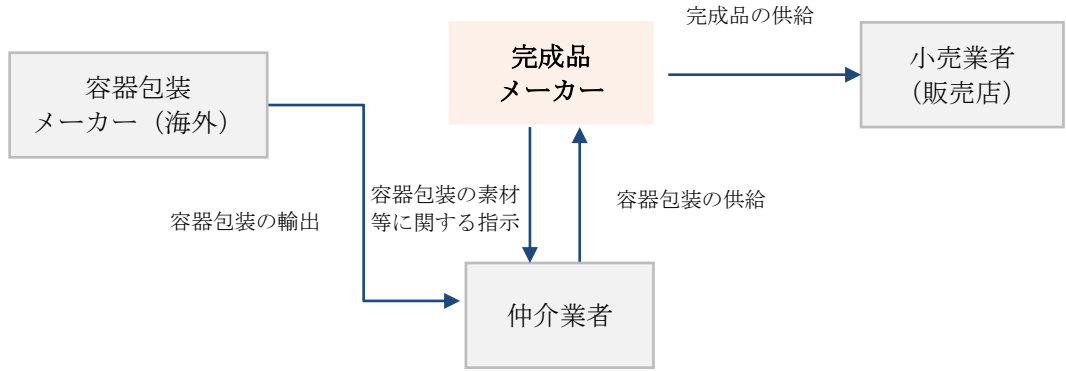
③容器包装を輸入し完成品メーカーや小売業者へ販売

○輸入販売事業者：完成品メーカーや小売業者へ容器包装の供給を行っている仲介業者



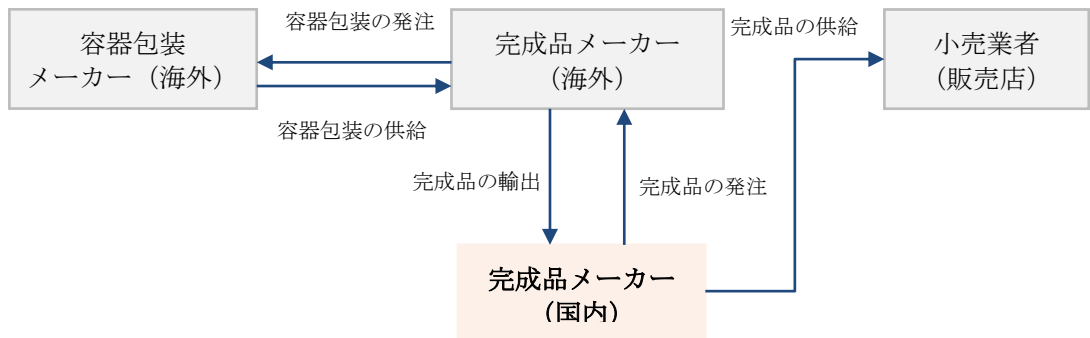
④容器包装の素材等に関する指示を行い、小売業者へ販売

○輸入販売事業者：小売業者へ容器包装の供給を行っている完成品メーカー



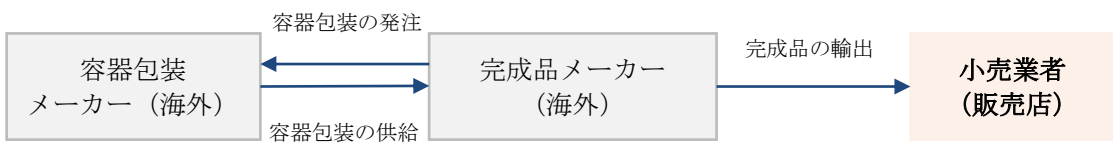
⑤海外で容器包装を含む完成品を製造・輸入販売

○輸入販売事業者：海外拠点から完成品を輸入した完成品メーカー



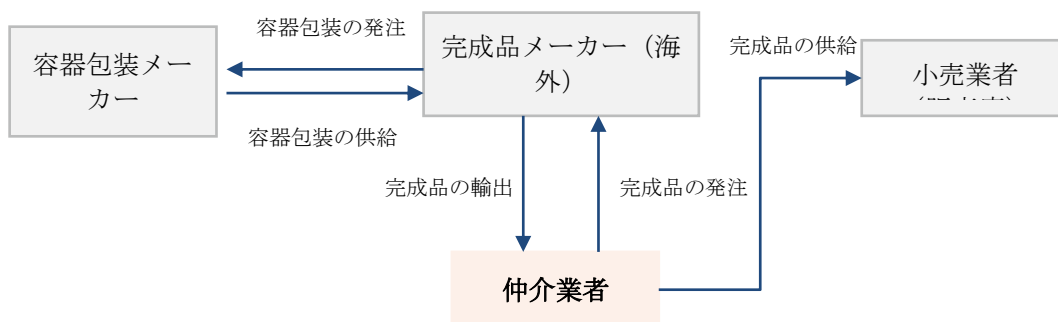
⑥小売業者が完成品を輸入し販売店で販売

○輸入販売事業者：海外完成品を輸入した小売業者



⑦仲介業者が完成品を輸入し小売業者へ販売

○輸入販売事業者：海外完成品を調達した仲介業者



5. 対象となるプラスチック製容器包装

対象となるプラスチック製容器包装は、主としてプラスチック製の容器（※）及び包装であって、当該容器及び包装に入れられ、若しくは当該容器及び包装で包まれた商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいいます。ただし、以下の特定のもののプラスチック製の容器包装並びにPETボトル（※）のキャップ及びラベルについては、対象となるプラスチック製容器包装から除かれます。また、プラスチック製容器包装に該当するかの判断は、別紙プラスチック製容器包装に関する基本的な考え方によることとします。

①飲食料品（ただし、PETボトルは除く）

②医薬品、医薬部外品、医療機器、再生医療等製品、調剤された薬剤

※ 容器とは、箱及びケース、たる及びおけ、カップ形の容器及びコップ、皿、くぼみを有するシート状の容器、チューブ状の容器、袋、これらに準ずる構造、形状を有する容器、容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの、容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器をいいます。

※ PETボトルとは、飲料（酒類を含む。）又は以下に掲げる物品であって、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該飲料又は物品を充填したポリエチレンテレフタレート製の容器から当該飲料又は物品及び当該飲料又は物品の臭いを除去できるものをいいます。

①しょうゆ

②しょうゆ加工品

③アルコール発酵調味料

④みりん風調味料

⑤食酢

⑥調味酢

⑦ドレッシングタイプ調味料

2. 利用計画の作成

1. 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種類

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種類の欄には、「PETボトル」、「プラスチック製容器包装（その他）」の別を記載し、対象事業者で、「PETボトル」又は「プラスチック製容器包装（その他）」の製造等を行う事業者はそれぞれについて利用計画の作成をします。

※ プラスチック製容器包装（その他）は、対象となるプラスチック製容器包装からPETボトルを除いたものをいいます。

2. 再生プラスチックの利用量および利用率目標

対象事業者は、各年度を対象とした下記（A）～（C）について「5年以内」の目標値を報告してください。

（A） 自ら製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチック利用量目標／プラスチック利用量に対する再生プラスチックの利用量の比率目標

（B） その事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／プラスチック利用量に対する再生プラスチック利用量の比率目標

（C） 自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量目標／プラスチック利用量に対する再生プラスチック利用量の比率目標

※ 会社の計画として目標が定められている場合には、その目標に準拠してください。会社の計画として目標が定められていない場合には、会社が取るべき対応策等を踏まえ、実現可能性のある目標を設定してください。既に取り組みが進んでおり、含有量拡大の余地がない場合には現状維持を目標として設定しても差し支えありません。

※ 指定脱炭素化再生資源利用促進製品のプラスチック製容器包装（その他）には、飲食料品、医薬品、医薬部外品、医療機器、再生医療等製品、調剤された薬剤の容器及び包装並びにPETボトルのキャップ及びラベルは含まれませんが、これらのプラスチック製の容器及び包装を含めて再生プラスチック利用量目標／プラスチック利用量に対する再生プラスチックの利用量の比率目標等を設定することも差し支えありません。

※ 「PETボトル」の利用計画には、PETボトルに係る再生プラスチック利用量目標／プラスチック利用量に対する再生プラスチックの利用量の比率目標等を記載してください。

※ （A）～（C）の分類が困難な場合には、（A）～（C）の主要な区分に全体数の目標値を集約して記載するとともに、その旨をその他の欄に記載してください。

※ 再生プラスチックの利用量の算出にあたり、その基準となる「5年以内」の生産量の計画が明らかになっていない場合には、一定の幅を持たせた数値を目標として設定することも可能です。

3. 技術の向上

再生プラスチックの利用拡大に向け、対象事業者が取り組む技術向上策があれば記載してください。（例として下記 (A) ～ (D) を想定）

- (A) 使用済〇〇からプラスチックを効率的に取り出す技術
- (B) 再生プラスチックを〇〇に利用する技術
- (C) 単一素材又は使用する素材の種類等が少ない〇〇を製造する技術
- (D) その他の再生プラスチックを利用するために必要な技術

※ 輸入販売事業者については、技術向上ではなく、知識向上について具体的な取り組み目標があれば利用計画フォーマット内「その他」に記載してください。

※ プラスチック製の容器包装業界における技術の向上の観点例として以下のような方向性が考えられます。

➤ 設計技術の向上

- ◇ 多層フィルムなど複合素材で構成された容器包装由来の廃プラスチックから単一材料を抽出し利用できる技術の開発
- ◇ 使用済み製品で、使用されているプラスチックを効率的に再生するためのラベルレスボトル開発の推進 など

➤ 製造技術の向上

- ◇ 再生材比率別の成形条件レシピ（温度・背圧・滞留・ヒーターゾーンなど）を標準化し、再生プラスチックが高配合でも歩留まりを維持する生産管理の整備、など

➤ 品質管理の最適化

- ◇ 要求品質基準の再考による再生プラスチックの採用拡大、など

4. 計画作成の記載例

事業年度	①20XX年度	②20XX年度（任意）
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	〇〇トン／〇〇%	〇〇トン／〇〇%
事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	〇〇トン／〇〇%	〇〇トン／〇〇%
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／利用率	〇〇トン／〇〇%	〇〇トン／〇〇%

5年以内目標を記載

①で記載した事業年度よりも将来の目標がある場合には任意で記載

Ⅱ 計画内容

(1) 技術の向上

多層フィルムなど複合材料で構成された容器包装由来の廃プラスチックから単一材料を抽出し利用できる技術の開発を20XX年までの完了を目標に推進中

(2) その他

【輸入販売事業者としての知識の向上目標】
部品設計ガイドの改訂を輸入元に働きかけ、モノマテリアル化、分解・選別容易化、不要な狭MFR指定の緩和など、使用後の再生工程を効率化させるための設計方針の普及に努め、20XX年までに再生プラスチック利用量を〇〇%増加させる

事業者判断で報告すべき内容がある場合には記載。
輸入販売事業者による知識の向上についての取り組みは「その他」に記載。

3. 定期の報告

1. 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種類

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種類の欄には、「PETボトル」、「プラスチック製容器包装（その他）」の別を記載し、対象事業者で、「PETボトル」又は「プラスチック製容器包装（その他）」の製造等を行う事業者はそれぞれについて定期の報告の作成をします。

2. 再生プラスチックの利用量および利用率実績

対象事業者は、直近で算出可能な会計年度で下記（A）～（C）の実績値を算出してください。

- （A） 自ら製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／プラスチック利用量に対する再生プラスチックの利用量の比率
- （B） その事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／プラスチック利用量に対する再生プラスチックの利用量の比率
- （C） 自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量／プラスチック利用量に対する再生プラスチック利用量の比率

※ 再生プラスチックの利用量・利用率が前年度に比べ改善できなかった場合には理由を記載してください。なお、前年度に比べ改善できなかった場合でも、利用計画の作成で提出した目標を達成している場合には理由の記載は不要です。

※ 利用量・利用率の記載にあたり、製品中で利用されている最低基準を記載することも可能とします。（例：利用率が20%以上と判明しているが厳密な値の特定に至っていない場合、利用率20%と記載することも可能）

※ 指定脱炭素化再生資源利用促進製品のプラスチック製容器包装（その他）には、飲食料品、医薬品、医薬部外品、医療機器、再生医療等製品、調剤された薬剤の容器及び包装並びにPETボトルのキャップ及びラベルについては含まれませんが、これらのプラスチック製の容器及び包装を含めて再生プラスチック利用量／プラスチック利用量に対する再生プラスチックの利用量の比率等を記載することも差し支えありません。

※ 「PETボトル」の報告には、PETボトルに係る再生プラスチック利用量／プラスチック利用量に対する再生プラスチックの利用量の比率等を記載してください。

3. 技術の向上

再生プラスチックの利用拡大に向け、事業者が取組んでいる技術向上策があれば記載してください。（例として下記（A）～（D）を想定）

- （A） 使用済〇〇からプラスチックを効率的に取り出す技術
- （B） 再生プラスチックを〇〇に利用する技術
- （C） 単一素材又は使用する素材の種類等が少ない〇〇を製造する技術

(D) その他の再生プラスチックを利用するために必要な技術

- ※ 輸入販売事業者については、技術向上ではなく、知識向上について具体的な取組みがあれば報告フォーマット内「その他」に記載してください。
- ※ 容器包装業界における技術の向上の観点例として以下のような方向性が考えられます。
 - ▶ 設計技術の向上
 - ◇ 使用済み製品で、使用されているプラスチックを効率的に再生するためのラベルレスボトル開発の推進、など
 - ▶ 製造技術の向上
 - ◇ 再生材比率別の成形条件レシピ（温度・背圧・滞留・ヒーターゾーンなど）を標準化し、再生プラスチックが高配合でも歩留まりを維持する生産管理の整備、など
 - ▶ 品質管理の最適化
 - ◇ 要求品質基準の再考による再生プラスチックの採用拡大、など

4.二酸化炭素の排出量の削減

対象事業者は、再生プラスチックを利用することにより削減した二酸化炭素の排出量を任意で算出・記載してください。

記載可能な場合には下記 (A) (B) の各項目を含めて記載してください。

(A) 算出の前提：算出の前提条件を記載

(B) 算出結果：(A) により削減した二酸化炭素の排出量を記載

※ 二酸化炭素の削減貢献量の関する詳細を把握するには経済産業省・環境省が発行するカーボンフットプリントガイドラインや業界内で策定されたカーボンフットプリントガイドライン内で定められている考え方などを参考にしてください。

※ 報告の単位は問いません。

5. 定期の報告の記載例

資源の有効な利用の促進に関する法律第24条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 再生プラスチックの利用の促進に関する報告

算出可能な直近年度について記載

(1) 再生プラスチックの利用量/利用率

事業年度	20XX年度（報告年度）	報告年度の前年度
製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	〇〇トン/〇〇% (うち国産再生プラスチック 〇〇トン)	〇〇トン/〇〇% (うち国産再生プラスチック 〇〇トン)
事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	〇〇トン/〇〇% (うち国産再生プラスチック 〇〇トン)	〇〇トン/〇〇% (うち国産再生プラスチック 〇〇トン)
自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率	〇〇トン/〇〇% (うち国産再生プラスチック 〇〇トン)	〇〇トン/〇〇% (うち国産再生プラスチック 〇〇トン)

(2) 再生プラスチックの利用量/利用率が前年度に比べ改善できなかった場合その理由

(前年度に比べ改善できなかった場合には、理由を記載)

II 報告内容

(1) 技術の向上

多層フィルムなど複合材料で構成された容器包装由来の廃プラスチックから単一材料を抽出し利用できる技術の開発を推進中

(2) 二酸化炭素の排出量の削減（任意）

〇〇（製品名）に使用するプラスチックを再生プラスチックに切り替えたことにより、CO2排出量を年間〇〇トン削減

(3) その他

【輸入販売事業者としての知識の向上の取り組み】
部品設計ガイドの改訂を輸入元に働きかけ、モノマテリアル化、分解・選別容易化、不要な狭MFR指定の緩和など、使用後の再生工程を効率化させるための設計方針の普及に努め、昨年実績と比較し、再生プラスチック利用量が〇〇トン増加

事業者判断で報告すべき内容がある場合には記載。
輸入販売事業者による知識の向上についての取り組みは「その他」に記載。

4. 用語定義

1. 再生プラスチック

プレコンシューマー材料又はポストコンシューマー材料を原料として製造された材料でマテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルによって再資源化されたプラスチックを指します。

※ バイオマスプラスチックについては、再生資源（使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。）の定義に該当するものであれば再生プラスチックに含みます。具体的には木質廃材や廃食用油を利用したバイオPEやバイオPET、バイオPPなどが該当します。

2. プレコンシューマー材料

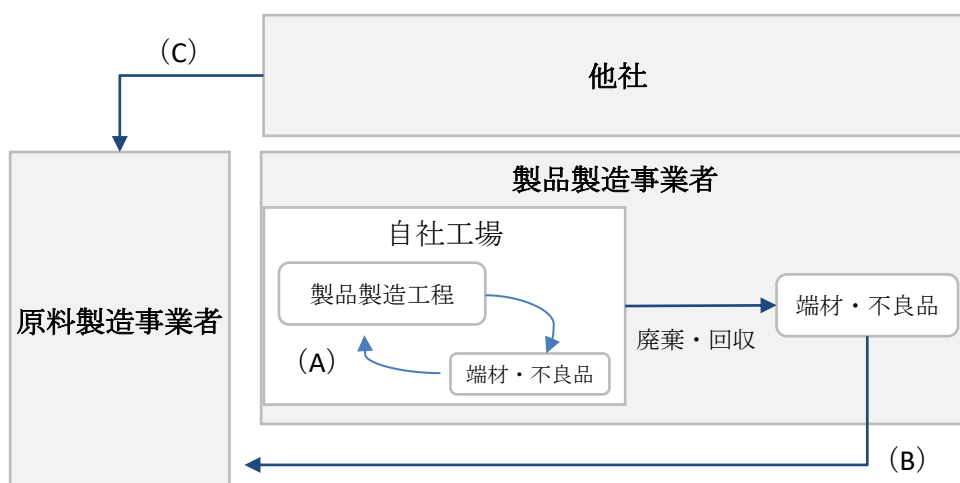
JIS Q14021に則り、製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料を指します。その発生と同一の工程で再使用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除きます。

(A) 自社製造工程内で再利用した材料は、プレコンシューマー材料の対象外とします。（図参照）

(B) 自社工場内由来のプレコンシューマー材料で、原料製造業者へ引き渡して成分調整し、再生利用した材料を対象とします。（図参照）

(C) プレコンシューマー材料を他社から調達し再生利用した材料を対象とします。（図参照）

※ 製造工程で発生した廃棄物とは、使用済み物品等（使用されずに収集され、又は廃棄された物品も含む）や副産物（製品の製造、加工、修理に伴い副次的に得られた物品）を指します。



図：プレコンシューマー材の定義概念図

3. ポストコンシューマー材

JIS Q14021に則り、家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料を指します。これには、使用されず流通経路から戻される材料を含みます。

※ 廃棄物の製品由来に関わらず原料製造事業者を経た再生プラスチックはポストコンシューマー材とします。

4. 国産再生プラスチック

再生プラスチックのうち、国内で発生した廃棄物から再生されたプラスチックを指します。

5. 再生プラスチックの利用率

製品に使用されているプラスチックのうち、再生プラスチックの重量比率を指します。

6. 対象事業者

対象となるプラスチック製容器包装を製造又は販売する事業者のうち、政令に定める「計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件」に該当する者を指します。

5. 算出方法

1. 再生プラスチックの利用率計算方法

事業者は、以下の計算式で再生プラスチック利用率を算出してください。

$$X=Y/Z \times 100$$

X：再生プラスチック利用率（%）

Y：製品中で使用されているプラスチック部品のうち、再生プラスチックの重量

Z：製品中で使用されているプラスチックの重量

※ 製造工程中に発生したロス分については製品中で使用されているプラスチック・再生プラスチックの重量には含めないものとします。

2. 総重量の考え方

5-1に定義したY又はZは、会計年度中に製造された製品中に含まれるプラスチック重量を指します。

※ 製品中に含まれるプラスチック重量とは、製品製造時に投入されたプラスチック重量から製造過程での化学的損失分（ポリ縮合などの縮重合や脱水縮合による重量損失分）や廃棄分の重量を差し引いたものを指し、完成品の状態で製品中に含まれるプラスチックの重量が該当します。

3. 添加物質の扱い

製品製造工程で添加物質（顔料、補助剤、改質剤など）を再生プラスチックに混合する場合は、添加物質の重量を明確にし、その分を再生プラスチック重量から除外しなければなりません。廃棄材料として添加物質を含んだ状態のプラスチックから製造された再生プラスチックは、添加物質の利用量に関わらず全重量を再生プラスチック重量とみなします。

※ 実際に混合された添加物質の重量の算定が難しい場合には製品の仕様書に基づいた数値を算出に用いても良いこととします。

4. 報告単位

計算及び報告は事業者単位で行うものとします。

5. 廃棄材料種別に応じた計算時の留意点

プレコンシューマー材とポストコンシューマー材は分けて計算、計算結果は事業者内で管理することを推奨します。提出文書にはプレコンシューマー材とポストコンシューマー材を合算した数値を記載してください。

6. マスバランス計算時の留意点

再生プラスチック利用率の計算時に、必要に応じてマスバランス方式を用いることを認めます。ただし、マスバランス方式を用いる際には、第三者機関（特定の第三者機関の指定無）による認証を取得したものである必要があります。

6. 提出期限・提出頻度

(A) 初回の計画は2027年9月末日までに提出してください。計画内容に変更がない場合には前回提出した計画の最終年度の9月末日までに次の計画を提出してください。例えば、2027年度に5年後の目標（2032年度目標）を設定した場合、今回は2032年度までに提出する必要があり、2027年度に3年後の目標（2030年度目標）を設定した場合、今回は2030年度までに提出する必要があります。

※ 設定した目標を計画年以前に達成した場合には、更なる再生プラスチックの利用拡大に向け翌年までにより意欲的な目標を設定することが望ましいです。

(B) 定期報告は2027年10月1日以後最初の事業年度を報告対象とし、初回は2028年9月末日までに提出し、2回目以降は毎年9月末日までに提出してください。

以上

プラスチック製容器包装に関する基本的な考え方

1. 「プラスチック製容器包装」について

対象となる「プラスチック製容器包装」は、主としてプラスチック製の容器（※）及び包装であって、当該容器及び包装に入れられ、若しくは当該容器及び包装で包まれた商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。ただし、以下の特定のもののプラスチック製の容器包装及びPETボトル（※）のキャップ及びラベルについては、対象となる「プラスチック製容器包装」から除かれる。

「プラスチック製容器包装」から除かれる特定のもの

- ① 飲食料品（ただし、PETボトルは除く）
- ② 医薬品、医薬部外品、医療機器、再生医療等製品、調剤された薬剤

※ 容器とは、箱及びケース、たる及びおけ、カップ形の容器及びコップ、皿、くぼみを有するシート状の容器、チューブ状の容器、袋、これらに準ずる構造、形状を有する容器、容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの、容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器をいいます。

※ PETボトルとは、飲料（酒類を含む。）又は以下に掲げる物品であって、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該飲料又は物品を充填したポリエチレンテレフタレート製の容器から当該飲料又は物品及び当該飲料又は物品の臭いを除去できるものをいいます。

- ① しょうゆ
- ② しょうゆ加工品
- ③ アルコール発酵調味料
- ④ みりん風調味料
- ⑤ 食酢
- ⑥ 調味酢
- ⑦ ドレッシングタイプ調味料

また、プラスチック製容器包装に該当する具体例を以下に記載する。

<該当するものの具体例>

- ・ 乾電池等のマルチシュリンク
- ・ たばこ等のオーバーラップ
- ・ ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の集積包装
- ・ スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店等において商品の販売時に（その商品を入れるために）提供されるレジ袋（それ自体が有償である場合を含む。）
- ・ エアゾール製品等のシュリンクパック
- ・ 「容器」に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター等

- ・「容器」の中に入れられている靴下に付けられているフック
- ・「容器」の中に入れられ商品を固定している発泡スチロール製の型枠
- ・「容器」の中に入れられ商品を保護しているエアークッション
- ・石鹸等の個包装
- ・個包装に用いられる端をひねってあるプラスチックフィルム
- ・鉛筆や乾電池等に用いられるスリーブ（両端開放）状のシュリンクパックやストレッチフィルム
- ・缶詰のラベル（本体容器と分離可能で、缶詰全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えるもの。）
- ・家具等の販売の際に使われるエアークッション

2. 「容器包装」について

容器包装に該当するか否かは、以下の観点から判断される。

- (1) 「容器」又は「包装」に該当するか
- (2) 「商品の容器及び包装」に該当するか
- (3) 「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

(1) 「容器」又は「包装」に該当するか「容器」又は「包装」に該当するか否かは、基本的には社会通念上、「物を入れ、又は包むもの」といえるか否かにより判断される。また、他の部分と一体となって、「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されるもの（栓、ふた、中仕切り等）も「容器」又は「包装」に該当する。「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているか否かは、他の部分との物理的な一体性や商品を保護又は固定する機能の有無等の観点から判断される。

<該当しないものの具体例>

①物を入れても包んでもいないもの

- ・ラップフィルムの芯、トイレットペーパーの芯
- ・ラベル（ステッカー、シール（キャップシールを含む。）、テープ類（包んでいると認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは該当。）
- ・ひも、バンド（ふたの役割をしているものは該当。）
- ・靴下の帯状ラベル
- ・ピン
- ・お手拭き、能書、説明書（容器の一部として商品の保護固定に用いられているものは該当。）
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤・フック（容器の一部として用いられるものは該当。）

②商品が抜かれるとバラバラになってしまい、段ボール箱等と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成しているとは解されないもの

- ・比較的小型の発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等で、多数段ボール箱等に詰めることにより商品との空間を埋めるもの

<該当するものの具体例>

①容器の栓、ふた、キャップ、中ふた、シール状のふた等（通常、他の部分と一体となって、商品を保護する機能を有すると考えられることから該当。）

- ・贈答用の缶のふた

- ・名刺ケースのふた
 - ・エアゾール缶のオーバーキャップ、ノズル
 - ・ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分
 - ・住宅用洗剤等に付属するトリガー（引き金式のノズル）部分
 - ・液状化粧品ボトルの中ぶた
 - ・テニスボールケースの中ぶた
- ②中仕切り等（通常、他の部分と一体となって、商品を保護又は固定する機能を有していることから該当。）
- ・贈答用箱中の中仕切り、上げ底
 - ・部品用の型枠
 - ・クレヨンケースの中敷
 - ・容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター
 - ・容器に入れられた靴の型くずれを防ぐためのプラスチック製の詰め物
 - ・商品を包む透明のプラスチックフィルム
- ③発泡スチロール製の緩衝材等（他の部分との一体性や商品を保護又は固定するための機能の有無等に応じて判断。）
- ・立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成していると解されるもの
 - ・シート状であって、商品全体を包むのに要する最低面積の1/2を越えているもの（「物を包むもの」であると解される。）
 - ・ネット状のもの（「物を入れ、又は包むもの」であると解される。ネット状の包装については、ネットの空間部分を含む面積を当該包装の面積とする。）

（2）「商品の容器及び包装」に該当するか

「商品の容器及び包装」、すなわち「商品」を入れ、又は包むための「容器」又は「包装」に該当するか否かは、

- ①入れられるもの又は包まれるもの（以下「中身」という。）が「商品」であるか否か、
- ②その「容器」又は「包装」が、それと同時に提供される「商品」を入れ、又は包むためのもの（中身の商品と一体性を有するもの）であるか否か

といった観点から判断される。また、「商品」の一部と解されるものである場合も、「商品の容器及び包装」に該当する。

さらに、中身の商品との一体性を有するものとは、一般的に、その中身の商品を入れるためだけに提供される「容器」又は「包装」であり、例えば、ある中身の商品を入れるために提供されるマイバッグは、そのマイバッグの提供を受けた者により他の中身の商品を入れるために繰り返し使用されるものであるため、その中身の商品との一体性を有するものには該当しない。なお、有償で提供される「容器」又は「包装」であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち中身の商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器及び包装」に含まれる。

<該当しないものの具体例>

- ①中身が商品（の一部）でないもの
 - ・景品、賞品、試供品（表示等により明確に通常の商品と分けられるもの）を入れている、又は包んでいる「容器」又は「包装」
 - ・家庭において物を入れ、又は包むために使用される「容器」又は「包装」
 - ・有価証券（商品券・ビール券等）を入れた袋
 - ・切符、郵便切手、入場券、テレフォンカード等の役務（サービス）の化体した証券を入れる袋

- ・クリーニングの袋
 - ・宅配便の「容器」又は「包装」（通信販売において使用される「容器」又は「包装」は該当）
 - ・ビデオ、CDのレンタルの際に使用される袋
 - ・フィルムのネガを入れた袋
 - ・病院内で提供される薬袋
- ②中身の商品と一体性を有しないもの
- ・かばん、マイバッグ（買い物かごの形状のものを含む。同時に販売する商品を入れるためだけでなく、その容器又は包装の購入者が別に用意したものや別に購入する商品を入れるためのもの）
- <該当するものの具体例>
- ①中身が商品（の一部）であるもの
- ・お手拭きの袋
 - ・能書、説明書、保証書の袋
- ②中身の商品と一体性を有するもの
- ・中身の商品の販売時にその商品を入れるために提供するレジ袋等（その販売する商品を入れるために有償で提供するレジ袋等も該当）

（3）「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか否かは、一般的に、

①中身の商品が費消され、又は中身の商品と分離される場合が想定され、

②その場合に当該商品の購入者にとって当該「容器」又は「包装」が不要になるか否か、

という観点から判断される。また、不要になるか否かは、持ち運びや保管時の安全、品質保持等に支障を来すか否か等の観点から判断される。

<該当しないものの具体例>

①通常、商品の一部であるため費消又は分離されることが想定されないもの

- ・ボールペンの軸
- ・硬プラスチック製の植木鉢〔皿を含む〕
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤を直接入れた個袋
- ・消火器
- ・使い捨てライター
- ・レンズ付きフィルムの本体
- ・薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
- ・洗剤等に添付されている計量カップ

②通常、持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープのプラスチック製のケース
- ・楽器、カメラ等のケース
- ・テニスラケットのケース
- ・電動工具のケース

③通常、保管時の安全や品質保持等に支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・複数冊のポケット式アルバムをまとめて入れるケース
- ・書籍の外カバー

- ・着物ケース
- ・歯磨きのトラベルセットや化粧品の携帯用ポーチ
- ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
- ・万年筆の保管用ケース
- ・小型家電製品等（シェーバー、ドライヤー等）の収納ケース

<該当するものの具体例>

①通常、商品が費消された場合に不要になるもの

- ・ポケットティッシュの個袋
- ・口紅、マスカラ、スティックのり、スティック状のリップクリームの入れ物
- ・キャラクターの形をしたシャンプーの容器
- ・コピー、レーザープリンターのトナー容器
- ・インスタントカメラのフィルムカートリッジ
- ・防虫剤、脱臭剤の容器

②通常、商品と分離された場合に不要になるもの

- ・玩具の空箱
- ・苗木等販売用の軟プラスチック製鉢
- ・靴の空箱
- ・家電製品等の空箱
- ・背広カバー

<用語の説明>

- ・シュリンクパック
熱で収縮させたプラスチックフィルムによる容器包装
- ・マルチシュリンク（パック）
複数商品のシュリンクパック
- ・集積包装
複数商品をシュリンクパック以外の手法で束ねたもの
- ・ストレッチフィルム
手あるいは機械で伸ばし広げて使用されるプラスチックフィルム